

鹿児島県水産業振興基本計画（素案）に係るパブリック・コメント において提出された御意見及び御意見に対する県の考え方について

- 1 実施期間 令和2年12月21日（月）～令和3年1月20日（水）
- 2 件数 20件（9人）
- 3 御意見の概要と県の考え方

計画の全体について

番号	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
1	沿岸の漁船漁業に対する記載が不十分。 全国で高い地位を占めている養殖業等の振興は本県にとって大切であると理解するが、零細な沿岸漁業の現状把握にも努めて欲しい。	当計画策定にあつては、県内沿海漁協、漁業者、市町村等を対象とした水産業・漁村振興に関するアンケート調査により、漁業経営の状態や課題等の把握に努めております。 今後とも、沿岸漁業をはじめ、県内の現状把握に努めてまいります。
2	計画全体にわたり、大規模で生産額の多い漁業への記述が多く、零細な漁船漁業は少ない印象を受ける。 離島では物流のハンデ、漁村の過疎化、高齢化がさらに深刻であることも考慮して欲しい。	第3章（目指す将来の姿）において、水産業や漁村に加え、遠洋漁業や沿岸漁業、養殖業等、各地域の特徴を踏まえた地域別の水産業の将来の姿も記載しております。 また、第4章（水産業振興施策の推進）において、「おさかな王国がこしま」の実現のため、「稼ぐ力」を引き出す水産業を目指して、持続可能な漁業・養殖業の推進、漁業の担い手の育成・確保、水産物の流通・加工・販売対策等の施策に取り組むこととしています。
3	これまでの基本計画と何がどう違うのか、何に注力していくのか分かりにくい。	当計画においては、水産業を取り巻く情勢や課題、漁村の役割維持に対応し、持続可能な水産業の振興を図るため、「おさかな王国がこしまの実現」を基本理念として、特に、担い手の育成・確保と水産物の流通・加工・販売対策について、重点的に取り組むこととしています。
4	基本計画は、もっとシンプルにわかりやすいものが良いと思う。	新たな県水産業振興基本計画については、簡略化した概要版を作成しております。

第4章 水産業振興施策の推進

1 基本理念

番号	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
5	「おさかな王国がこしま」の実現に向けて、基本理念を一人でも多くの人に共感してもらふ必要がある。	基本理念は、「おさかな王国がこしまの実現～水産業の「稼ぐ力」を引き出すために～」としております。この基本理念を多くの方に共感していただくために、漁業者、漁業団体、行政等が互いに連携・協議し主体的に取り組んでいくとともに県民の方々と協働しながら、水産業や漁村の振興に取り組んでいくこととしております。

3 施策の推進方針と主要施策

I-2 漁場整備と栽培漁業の推進

番号	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
6	<p>温暖化が進行しており、種子島に生息する魚も変化してきている。これまで捕れていた魚がいなくなり、より南方の魚が増えてくると考えられる。</p> <p>これまでの漁業を継続しようとしても、対象としていた魚種がいなくなれば、漁業での生活が成り立たないので、種苗放流について、温暖化の状況に対応した取組をやってもらいたい。</p> <p>特に種子島においては、スジアラの種苗放流を是非やってもらいたい。</p>	<p>スジアラについては、現在、県水産技術開発センターで種苗量産技術開発を行っているところです。</p> <p>今後も放流用種苗の安定供給に向け、技術開発に取り組んでまいります。</p>

I-2 漁場整備と栽培漁業の推進

I-1 資源管理の高度化と持続的利用の推進

番号	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
7	<p>現在、フェダイも高値（活魚ではキロ5千円以上）で取引されているために、漁獲圧が強まっている。</p> <p>このままでは資源が減少すると考えられることから、フェダイの種苗生産技術開発を行ってもらいたい。</p>	<p>放流用新魚種の種苗生産については、地域において重要な魚種の資源を維持増大するために、海域特性に応じた魚種について、放流効果が期待できるかを十分検討した上で、放流用種苗の安定供給に向け、技術開発に取り組んでまいります。</p> <p>なお、漁獲圧の強まっている魚種は、資源管理の取組と併せて実施することで、より高い放流効果が期待できると考えます。</p>

I-3 海面養殖業の振興

番号	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
8	<p>海面養殖業の振興のうち、適正養殖・品質管理対策の推進について、早期出荷という観点からも、ブリ・カンパチ人工種苗の供給体制の確立は大事なことであると思う。しかし、早期出荷を果たすには、魚自体にもかなり負担がかかることになるため、歩留まりが向上するように、より良いワクチンの開発にも力を入れて欲しい。</p>	<p>ブリ・カンパチの早期出荷においては、養殖技術だけでなく人工種苗の供給体制の確立や育種技術導入による優良品種の生産等も大事であると考えています。</p> <p>水産用ワクチンの開発については、魚病被害の減少、安心・安全な養殖生産を推進する上で重要と考えています。今後とも、国等関係機関と連携しながら総合的に魚病対策を推進してまいります。</p>

II 漁業の担い手の育成・確保

番号	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
9	<p>個々の漁業者や経営体の底上げはもちろん必要であるが、施策推進の成否を分けるのは現場の漁協の取り組み姿勢にある。「持続可能な水産業の振興を図るために稼ぐ力を引き出す」という理念を共通認識として、実現させるためには、現場（各漁協）の組織力が不可欠である。</p> <p>例えば漁業士活動の中に、組織マネジメントやSDGsの取り組みの勉強などを盛り込んで人材育成をしてみてもどうか。特に、これからの若い漁業者にそのような学びの機会があるということは、将来の水産振興を図るうえでも有意義なことと思う。</p>	<p>基本理念は、「おさかな王国かごしま」の実現～水産業の「稼ぐ力」を引き出すために～」としております。この基本理念を多くの方に共感していただくために、漁業者、漁業団体、行政等が互いに連携・協議し主体的に取り組んでいくとともに県民の方々と協働しながら、水産業や漁村の振興に取り組んでいくこととしております。</p> <p>また、漁業士活動や若い漁業者に対する研修等については、御意見も参考にさせていただきます。</p>
10	<p>もし今後10年で漁協の合併が加速していくなれば、各浜に組織マネジメントにおける共通のバックボーンを持った漁業者が存在しているということは、合併後の漁協運営をスムーズに進めるうえでも必要なことではないかと思う。</p>	
11	<p>漁業者育成については、長年漁師塾を続けてきたが、満足できる成果は出ていないのが実状と思われるが、それをどう改善し、今後に繋げていくのか。</p>	<p>新規就業者の育成・確保については、平成14年度から平成29年度まで「ザ・漁師塾」で入門研修（2日間）、実践研修（7日間）を実施してまいりました。</p> <p>平成30年度からは、「かごしま漁業学校」を県漁連に設置して、定着率の向上を図るため、新たに4ヶ月間の研修を追加し、新規就業者の育成に取り組んできたところです。</p> <p>令和3年度から、新たに「新米漁業者みまもり隊」の活動等を支援することとしており、今後とも、安定して漁業の担い手を確保できるよう、関係団体や地域と一体となって取り組んでまいります。</p>
12	<p>漁業の担い手育成・確保については、漁業になれるまでに必要な生活費をどうするのか。農業公社のような基礎研修、実務研修において生活費を支給する制度が必要である。</p>	<p>漁業の担い手育成・確保については、「かごしま漁業学校」を県漁連に設置しており、研修受講者は要件に基づき、国の「次世代人材投資（準備型）事業」で資金の交付が受けられます。</p>
13	<p>10年後の目標を達成するためには、漁協青年部長や漁業士などの人材を活用し、継続して調査や意見を求めてはどうか。</p>	<p>御意見として承りました。</p> <p>計画見直し等、機会を捉えて御意見を伺いたいと考えます。</p>

II 漁業の担い手の育成・確保

番号	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
14	漁業後継者就業支援金等は多くの自治体で制度化されているが、新規就業者の確保は非常に難しく、関係する漁協や自治体も大変苦慮している。新規就業者の支援を制度化している自治体との連携を密にし、担い手の育成・確保に努めて欲しい。	担い手確保のためには、漁業技術の習得だけではなく、生活基盤の安定や地域への溶け込み等、様々なサポートが必要と考えております。県においても、引き続き、関係する漁協や自治体の支援について情報共有するとともに連携を密にして、担い手の育成・確保に努めてまいります。
15	これからの漁業者は自身で色々と考え、行動していく姿勢が大事だと思うので、販路情報の提供や支援等、やる気のある若手の漁業者のサポートをして欲しい。	地域振興局、支庁をはじめ、水産技術開発センター等におきまして各種情報の提供や支援、研修等を行ってきたところですが、今後とも、漁業者の方々が必要としている情報提供、支援等を行ってまいります。

III 水産物の流通・加工・販売対策

番号	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
16	地産地消、魚食普及、流通は魚価に直接関わるため、これを改善しないと漁業で飯が食えるようにならないので、漁業者が直接、魚を販売できる仕組みを構築する方が手っ取り早いかもしれない。	地産地消の取組については、本県における魚食普及活動に加え、地元で獲れる水産物を身近に感じ、購入してもらえる機会として、漁協等の直売所や地魚レストランなどの施設整備を支援しているところです。

IV 漁業生産の基盤づくり

番号	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
17	我が町の各漁港・港湾や海岸には、多くの使われなくなった船が放置されている。放置船は、所有者の負担において処分することが当然であるが、処分に係る費用や処分場が遠方にある等により、放置されているのが実情である。他市町村でも同様に見受けられるが、この課題を解決できるような対策ができないか。	<p>県管理漁港においては、「鹿児島県事務処理の特例に関する条例」により、放置物件の除去命令等は市町村に権限移譲されています。このため、漁港の利用を著しく阻害するおそれがあり、所有者が確認できる放置艇等については、地元市町村において、県漁港管理条例に基づく除去命令等により対応することとしております。</p> <p>また、所有者が確認できない放置艇等については、県において地元市町村等と協力しながら法的な手続きを経て、撤去・処分することとしております。</p> <p>引き続き、所有者への指導を行うなど市町村と連携し、放置艇の撤去に取り組んでまいります。</p>

その他

番号	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
18	<p>現場の漁業者の意見や声が反映されないと、水産及び漁業の発展には繋がらないと思うので、計画を達成するためにも県職員による普及活動が重要と考える。</p>	<p>現在、水産技術開発センター、地域振興局、支庁に水産業改良普及指導員が配置されています。これらの水産業改良普及指導員が、日々の普及活動の中で漁業者の方々からいただいた御意見や情報等につきましては、水産関係課で情報共有を図っているところです。</p> <p>今後とも、漁業者や水産団体の方々からの情報収集に努め、計画推進してまいります。</p>
19	<p>昨今、漁師の船舶よりも遊漁の船舶の係船が上回る状況で、係船に係る諸問題が後をたたない。県の条例として船舶に関する税金を徴収すべきと考える。納めることによる管理の強化、管理を委託する団体や県の収入源となり、これを財源に設備投資できるのではないか。また、予想しない災害等による河川、海の軽石、木切れの処分等に対応できるのではないか。</p>	<p>御意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
20	<p>現在、県内で複数の洋上風力発電事業が計画されており、各事業者が漁協を含む利害関係者に事業計画を説明し、発電事業に協力するよう要請している。発電事業の計画区域はまき網漁業や棒受漁業などの操業区域と重複することから、同海域で操業している漁業者の経営維持が図られるよう、積極的な調整をお願いしたい。</p>	<p>洋上風力発電事業については、漁業への影響が考えられることから、事業者に対しては、漁業者に対して十分な説明をしていくよう指導をしているところです。</p>